

○議長（吉井健二） 次に、22番 櫻井 周議員の発言を許します。——
—櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、議案第1号、平成24年度伊丹市一般会計補正予算（第6号）について質疑をさせていただきます。

今回のこの補正予算案は、おととい参議院本会議において可決成立した国の補正予算に連動したものというふうに理解しております。国の補正予算には問題が多いというふうに思っておりますけれども、しかし、伊丹市において個別に一つ一つ見れば実施すべきものというふうにも考えますので、そういった意味では総論反対、各論賛成という立場から質疑をさせていただきます。

国会では経済対策として編成されました平成24年度補正予算でございますが、普通国債の発行残高が700兆円に達する中で、歳入としてさらに8兆円もの公債費が計上されております。

中身は公共事業を中心とした緊急経済対策関連費に10兆円。これについては経済効果が低いと考えられる従来型の公共事業が多いと。いわゆるばらまき型だというふうにも理解しております。また、東北地方では公共事業の入札の不調、つまり業者が集まらないということが起きております。業者が不足しているということで、こういった状況であるにもかかわらず、日本全国で公共事業を大量発注すれば、東日本大震災の震災復興にも悪影響するのではないかとこのふうにも懸念するところではございます。

このように国の補正予算、予算の分捕り合戦的なものについては全く評価しないところではございます。しかし、さらに事業費の地方負担分の税額について地方債の発行が可能ということで、しかもこの地方債発行した分については全額基準財政需要額に算入されるということでですから、実質的に地方負担なしということで、これが予算の分捕り合戦を助長しているのではないかとこのふうにも懸念するところではございます。

また、地方負担に相当する金額についてさらに元気交付金なる、ネーミングからしてちょっと怪しげなんですけれども、こうしたものまでついてくるということですから、もうこれはこの補正予算の分捕り合戦参加しなきゃ損だというような、もうそういったようなものになっているように思っております。

もちろん今の日本経済、さらには世界経済の状況を見れば、景気対策の必要性は認めるところではございますが、景気浮揚効果というのは小さく、結果として借金がふえるだけではないのかというふうにも懸念するところです。すなわち未来に対して無責任な政治が行われているのではないかとこのふうにも懸念するところではございます。

このように国の政策はけしからんと言ってみたとところで、しかし、伊丹市で補正予算を組もうが組まないであろうが、どうせ国の借金はふえるということでございますから、言い方はどうかと思えますけれど、「割り勘負け」をしてしまつては、これは伊丹市民に申しわけないということも言えるかと思えます。

ちなみに近隣市の様子を見ますと、一般会計補正予算の規模、宝塚市では約3億円、川西市は約1億円という中で、伊丹市は25億円ということですから、これはある意味割り勘負けをせずに割り勘勝ちをしてるということで、国の政策をうまく利用してるという意味で、お隣の宝塚市の中川市長や川西市の大塩市長に比べて、まさに藤原市長の実務能力非常に高いなということがこの数字からも見てとれることとは思っております。

一方で、実質的に地方負担がないからということで事業効果の低いものまで実施しては、これはやはり国民に対して申しわけが立たないということにもなります。そこで質問させていただきます。今回の補正予算には多くの事業が計上されておりますけれども、事業効果が高いものばかりなのではないでしょうか。

次に、公共施設マネジメントの関係についてお尋ねをいたします。

伊丹市にはいたみホール、アイホール、アイフォニックホール、スワンホール、きららホール、ラスタホールなど、ホールと名前のつく建物がたくさんございます。たくさんありますので、例えば「いたみホールであります」と言っても間違えてスワンホールに行かれたりというようなこともあったりしました。そういうこともあるぐらいホールがたくさんあるということです。また、共同利用施設もたくさんございます。

一方で、藤原市長が常々おっしゃっておられるように、人口減少社会という中で、これだけの公共施設を維持することが必要なかどうか。一方で、財政基盤部長が常々おっしゃっておられますように、扶助費が増大しているという中において、本当にこれらを全部維持することが可能なかどうかという問題がございます。そうしたことからすべての公共施設を未来永劫維持するのは無理だろうということもあって、公共施設マネジメント、整理・統廃合ということがこれから検討されるべきということだと理解しております。

今回の補正予算がつかなければ、国のばらまき予算がなければ、公共施設マネジメント真剣に取り組まざるを得ないということだったというふうに理解しておりますけれども、そして本来であれば選択と集中をしっかりと行うというところだったんだらうというふうに理解しますが、今回の補正予算で国からある種お金が降ってきたという状況になつてるのかなというふうにも思うところがございます。

そこで質問させていただきます。今回の国の補正予算による大盤振る舞いによって公共施設マネジメントへの取り組みが緩んだということはありませんでし

2013年3月定例会 議案質疑1号

ようか。公共施設マネジメントへの取り組み状況もあわせてお聞かせください。
次に、伊丹市の将来負担についてお尋ねいたします。

先ほど加柴議員の質疑にもございましたけれども、今回、補正予算債を気前よく発行しているという状況でございます。これは基準財政需要額に全額算入されるということで、実質的な市の負担はないので安心してということなんでしょうと理解しております。

しかし、地方財政に関する我が国の状況を見ますと、臨時財政対策債がどんどん発行されておまして、どんどん膨張していると。そして借りかえの時期が来てもさらに臨財債、臨時財政対策債の償還の原資はまた臨財債を発行しているということですから、まさに借金返済のために借金をするという意味で自転車操業状態になっております。

実は昨年5月に東京のほうに行きまして、総務省の自治財政局の実務担当レベルの方と議論させていただきました。もちろん実務担当レベルですので公式見解では全くないのですけれども、私のほうから、「伊丹市もほかの自治体と同様に臨財債を限度いっぱい大量発行している。臨財債の償還分については交付税措置がなされるというルールであるが、全国的にも臨財債が大量に発行されている中で、本当に将来にわたって交付税措置してもらえるんでしょうか」ということを尋ねたところ、「臨財債の償還は臨財債で賄っており、臨財債の残高は増加している」と。ただ、「地方債全体では減少傾向にあるので、地方債全体としては管理できている」というふうにお答えいただきました。

意味するところは、結局地方債全体ではふえてないから大丈夫だろうと。つまり最後の最後は地方自治体が自分で自分の借金を返ささいということで、国が面倒見てくれるかどうかわからないというふうにも解釈できたような気がしました。

そこでお尋ねいたします。伊丹市は今回の補正予算債など、地方債を限度額いっぱい発行しておりますけれども、臨財債を含めた地方債の償還分については本当に国が交付税措置をしてくれるのでしょうか。交付税措置の根拠法令はどこにありますでしょうか。また、我が国全体の地方財政の観点からどのように見通していらっしゃるのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 梶村総合政策部長。

○番外（総合政策部長梶村一弘）（登壇） 私からは、今回の補正予算に計上いたしました事業効果に関する御質問と公共施設マネジメントに関する御質問にお答え申し上げます。

まず、補正予算に計上いたしました事業効果に関してですが、今回の活用いたします国の補正予算は、昨年度末に発足した第2次安倍内閣が、長引く日本

経済の円高デフレ不況、名目GDPが3年前の水準とほぼ同程度にあること、製造業の競争力は低下し、貿易赤字が拡大していること、国内の成長機会や若年雇用の縮小、東日本大震災による災害復興の遅延など、閉塞感が払拭できていないことなどを踏まえ、このような状況からの脱却を図るために、まずは景気の底割れを回避し、民間投資を喚起し、持続的成長を生み出す成長戦略につなげていく第一弾として打ち出された緊急経済対策でございます。

本市におきましても市税収入につきまして、リーマンショックが起きました平成20年度の水準に回復していない状況でございます。今回の国の日本経済再生に向けた緊急経済対策の趣旨を踏まえ、安全・安心のまちづくりを推進するとともに、地域経済の活性化を図るためにスピード感と実行力のある経済対策といたしまして、約25億円規模の公共事業を補正予算に計上いたしましたところでございます。

また、今回の補正予算に計上いたしました公共事業につきましては、有利な財源であることを理由に保全・改修の必要性の低いものまで対象にするのではなく、現況調査等の結果に基づきまして、安全・安心なまちづくりの実現のために必要な社会資本投資として判断した道路や橋梁及び現状において既に保全・改修計画に位置づけられている公共施設のうち、本市の財政状況を理由に後年度に実施を予定しているものを前倒しして実施するものでございます。

したがって、今回の国の補正予算を活用した公共事業につきましては、市民の命を守る、安全・安心、未来を担う人づくりに必要な社会資本整備が計画よりも早期に実現でき、また公的資金を民間市場へ速やかに流通させることで地域経済の活性化を促進し、さらには将来における市民の財政負担の軽減を図ることができることから、本市にとりまして事業効果が高いものと考えてございます。

次に、本市の公共施設マネジメントの取り組みに関する御質問にお答え申し上げます。

まず、本市の公共施設マネジメントは、本市が持つ多くの公共施設は老朽化が進行し、近い将来次々に大規模な修繕や更新の時期が到来し、それにあわせるように高齢化と人口減少が進むことから、財政状況が厳しくなることが予想され、現状あるすべての施設をそのまま維持しようとする必要の高い施設も安全・安心な状態で保有できなくなるおそれがあるという問題に対処することが目的でございます。

また、公共施設マネジメントの目指す成果は、単なる公共施設の縮減ではなく、現世代の市民の皆様と行政がともに考え、議論し、次世代の市民皆様も安全・安心に笑顔で暮らせるよう、本市の公共施設におけるサービスの品質と量、コストの全体最適化を図ることでございます。

したがいまして、今回の補正予算を活用し、将来にわたる施設の維持管理に係りますライフサイクルコストの縮減を図るとともに、市民生活に直結した公共施設等の安全・安心を確保するために予防保全を実施いたしますということは、公共施設マネジメントの目的に合致するものであると考えております。

また、公共施設マネジメントの取り組み状況につきましては、現在、先進的に取り組んでおられる自治体の事例を研究し、本市の基本方針案の策定に取り組んでおるところでございます。市民の皆様への情報提供といたしましては、公共施設白書を昨年12月にホームページで公表するとともに、今週末でございますけれども、3月2日に市民まちづくりプラザにおきまして市民の皆様に対し、第1回目の公共施設マネジメント講座を開催し、白書を資料といたしまして本市の公共施設の現状と将来に向けた課題を説明してまいる予定になってございます。

なお、基本方針を策定するまでの間におきましても、大規模修繕や更新等の施設整備事業が発現いたしました際には、さきに申し上げました公共施設マネジメントの目指します成果を念頭に置き、基本方針を策定していく上でのモデルケースとして、それぞれの施設等で提供される公共サービスの必要性の評価、機能の集約化、施設の統廃合等の可能性の視点をもって、事業の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉井健二） 平寄財政基盤部長。

○番外（財政基盤部長平寄正俊）（登壇） 私から、議員御指摘の臨時財政対策債は自転車操業状態にあるが、本当に交付税措置はされるのか、並びに法令上担保されているのか、及び市としてどのように見通しているかの3点につきまして、あわせて御答弁を申し上げます。

まず、自転車操業状態についてとの御指摘についてお答えを申し上げます。

平成24年度における地方財源の通常収支の不足額1兆3兆6846億円につきましては、地方財政計画の策定を通じて地方交付税法等の一部を改正する法律などにより、一般会計からの繰り入れなど所要の措置が講じられていますとともに、臨時財政対策債につきましては、新発債に対応する発行額3兆8361億円に企業債の元利金分2兆2972億円を加えた6兆1333億円が地方債計画において計上されているところでございます。

この点を踏まえれば、議員御指摘のとおり、臨時財政対策債の発行額の約4割は企業債の償還財源として発行されており、赤字地方債を赤字地方債の発行で賄っている現状は、国と地方を通じた財政赤字が抜本的に改善しない限り決して好ましいとは言えない状況が続くものと考えておりますが、次に申し上げますとおり、交付税措置につきましては担保されているものと考えているとこ

るでございます。

2つ目と3つ目の臨時財政対策債の発行に際しまして交付税措置がどのように法令上担保されているのかと市としての見通しにつきましてあわせて御答弁申し上げます。

臨時財政対策債を発行する年度におきましては、将来において発生する元利償還金に対して地方交付税措置を行うことを明記した法令等は存在せず、必要な法制上の措置につきましては、実際に元利償還金が発生する各年度において地方財政計画の策定を通じて、地方交付税法や普通交付税に関する省令などにおいて明確化され、基準財政需要額への算入が行われることとなっております。

このため毎年行われます国の予算編成時点におきまして、財源不足とその補てん措置について地方財政対策上どのように措置したのかという考え方につきまして、総務省の自治財政局財政課からは、毎年度、「地方財政の見通し・予算編成上の留意事項について」と題する通知文書、これ私どもいわゆる「財政課長内簡」と呼んでおりますが、この形で発出されておきまして、この中におきまして臨時財政対策債の元利償還金相当額についてはその全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとしていると記述されているところでございます。

このため臨時財政対策債が発行される年度において、地方財政対策が講じられた考え方と実際に地方交付税に算入される後年度における必要な法制上の措置との間には時間差が生じることとなっておりますが、会計年度独立の原則がある中で、私ども地方団体が安定した行財政運営ができるよう、臨時財政対策債を発行する年度において地方財政対策上、講じられた将来にわたる財政措置の考え方を周知しておりますのがこの財政課長内簡であるものと認識をいたしております。

したがいまして、臨時財政対策債におけます償還額が後年度においてその全額が普通交付税に算入される点につきましては、国と地方の信頼関係の上に構築されるものであり、後年度においてこれら信義則を乱すような法制上の措置が行われることや、あるいは措置が行われないことなどはあり得ないものと認識をいたしております。

なお、臨時財政対策債のみならず、今回御審議いただいております補正予算債や緊急防災・減災事業債など、交付税措置つきと言われております通常の地方債につきましても、地方交付税の算入に対します法制上の措置につきましては、同様の考え方によっているものでございます。

○議長（吉井健二） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、財政基盤部長に御答弁いただきました臨財債と地方債の償還に関して

交付税措置がなされてるのかどうかっていう話でございますが、これについては財政課長内簡という形で発出されているということで、法律がなければ省令なりそうしたものもなく、閣議決定されてるわけでもなく、1人の課長の内簡という形で発出されてるということで、いわゆる根拠としては非常に弱いものかなというふうにも思います。

後年度の交付税措置につきましては、信義則を乱すような法制上の措置が行われるようなことはないだろうということで理解をされているようでございますが、ただ、例えば昨年、地方交付税の送金の遅延という問題がございました。これは地方交付税法に規定されている4月、6月、9月、11月に送金されるということについても、法律違反とも理解できるような、もちろん特例措置みたいなものがございますから完全な法律違反ではないんですけれども、法律の趣旨にかんがみれば違反してるとはならないかというふうにも思えるようなことが行われるような昨今の国と地方の関係と申しますか、国の財政状況でございますから、本当に大丈夫なのかというような心配もあります。

もう少し言えば地方交付税の送金遅延のときにも、これはあり得ないリスクを地方で今後考えていかなきゃいけないというようなこともございました。交付税措置がもし万が一なされないというようなことってというのは、これは地方としては考えたくないリスクでございますし、とりよらないリスクだというふうにも思うんですけれども、去年、地方交付税の送金に関してあいつたことがあったものですから、ちょっといろいろ心配するところではございます。心配するところではございますけれども、もし何か御意見あればお聞かせいただきたいというふうに思います。

また次に、さきの総合政策部長に御答弁いただいた中で、後年度に実施を予定してるものを前倒して実施をするということで、だから無駄な事業はございませんと、必要性の低い事業はございませんという御答弁でございましたけれども、少し具体例を挙げて議論させていただきたいと思っております。

具体的には幼稚園の、今回の補正予算の中で幼稚園の耐震補強工事が計上されております。これは児童の安全・安心のために必要な事業であるというふうに十分理解はしております。しかし、今回のこの補正予算がベストのタイミングなのかというところは少し疑問のあるところですので、質疑をさせていただきます。

といいますのも、昨年12月の定例会におきまして木下教育長の御答弁の中で、平成25年度に学校教育審議会を設置し、預かり保育、3年保育などの公立幼稚園の保育のあり方や適正規模、適正配置等について検討してまいりたいと考えておりますという御答弁をいただいております。すなわち3年保育を実施するということになると、教室の間取りなどリフォームが必要になる可

能性があります。またさらに、保育の規模などを考えたときに認定こども園にするということもあるとすれば、その場合は厨房などの増築も必要になるかと思えます。こうした工事をばらばらにやるよりはまとめてやったほうが多分工事費は安くつくだろうなというふうにも思うところなので、少し懸念をするところでございます。

また一方で、昨年12月の衆議院議員選挙で政権交代が起きました。安倍政権発足してということでございますが、先週の文部科学大臣の定例記者会見の中で、幼児教育無償化に向けた連絡協議会を設置して3月からスタート、6月までに中間取りまとめをするという方向でこれから準備に入りたいというお話もありました。こういうことで、これ幼児教育無償化ってということになりましたら、また幼稚園教育をめぐる状況っていうのは大きく変わってくる可能性がございます。

ということで、そこで御質問させていただきますが、来年度には学校教育審議会の答申が出ますし、政府の幼児教育無償化の方向性が示されますので、そうした結果を踏まえて幼稚園の耐震補強工事とそのほかの必要な増改築をまとめて実施したほうが工事費が安くできると考えますが、今回の政府の補正予算があるからということで慌てて平成24年度補正予算で実施することになったのではないのでしょうか。平成24年度で幼稚園の耐震補強工事を実施し、平成25年度以降にそのほかの必要な増改築を実施することで、結果的にトータルの工事費が高くつくようなことになりはしませんでしょうか。

以上で2回目の質疑を終わります。

○議長（吉井健二） 榊村総合政策部長。

○番外（総合政策部長榊村一弘）（登壇） 私から、2回目の質問に対しましてお答え申し上げます。

耐震補強工事の対象となります幼稚園につきましては、過去実施いたしました耐震診断におきまして耐震性が低く、補強工事が必要であると診断されており、前期事業実施5カ年計画に位置づけ、計画的に耐震補強工事を進めていく予定となっております。

しかし、本市におきましては財政状況が厳しい中、これまで中層建ての規模の大きい小・中学校、学校施設から計画的に工事を実施してきておりまして、現在まで低層であります幼稚園の工事が未実施となっているところでございます。

1回目の答弁におきまして今回の国の補正予算を活用した公共事業につきましては、市民生活の安全・安心の確保、地域経済の活性化の促進、市民の将来負担の軽減を図ることができるとの答弁をさせていただきました。今回の補正予算に計上いたしました幼稚園の耐震補強工事につきましては、本市の未来

2013年3月定例会 議案質疑1号

を担う子供たちが日々生活を送る幼稚園施設の安全・安心をできる限り早期に実現することを目的としておりまして、安全・安心なまちづくりを市政の1丁目1番地と位置づけております本市といたしましては、優先事業と考えております。

来年度、教育委員会の学校教育審議会におきまして本市の就学前教育のあり方を審議されることが予定されておりますが、今回の耐震補強工事は本市にとりまして有利な財源を活用できること、できるだけ早期に耐震補強工事を完了させることが、いつ発生するか予測できない地震による被害から子供たちの命を守るために有効な安全対策であることから、早急に取り組むべき事業であるというふうに考えてございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。